

令和6年8月泉南市農業委員会定例会

令和6年8月7日 午後1時30分
市役所本庁 2階 第一委員会室

・出席委員

(農業委員)

山下 博	岩本 和夫	奥田 清
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	池上 安夫	南 直樹
上野 寛治	湊 聡美	

(推進委員)

松本 一美	宮下 明	戎野 繁
太佐 博		

・欠席委員

(農業委員)

森谷 豊	立道 智恵
------	-------

(推進委員)

西浦 賢二	向井 彰一
-------	-------

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和6年8月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。急遽、会場の変更があり皆様にご迷惑をおかけしました事、深くお詫び申し上げます。申し訳ございません。

本日は事務局長が他の公務の為、欠席となります。本日の委員の出席の状況ですが、森谷委員、立道委員より欠席の届出が出ております。出席委員については13名中11名で過半数以上出席しておりますので、当会議は有効に成立いたします。なお、推進委員については、向井委員から欠席の届出が出ております。西浦委員からは連絡が来ておりません。本日の出席は4名となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしくをお願いします。

会 長 皆さん、こんにちは。たいへん暑い中、泉南市農業委員会8月定例会

- 会 長 にお集まりいただきましてありがとうございます。
- 本日は立秋です。ところが、異常な暑さで、7月の平均気温は平年より2℃以上高いそうです。この暑さが今後も続いていくのかと思うと先が思いやられます。外での作業をされる場合は、できるだけ早朝か夕方、そして水分、塩分の十分な摂取と日陰でしっかりと休憩。これを守っていただき、安全に作業していただきたいと思います。
- さて、先月は7会場におきまして、地域計画の素案作成の為の座談会が開催されました。各地区の委員には参加者集めや会場の設営等で大変お手数をおかけし、ありがとうございました。おかげさまで、座談会を通して各地区の農業者様にも地域計画の概要を理解していただきました。また、様々な意見を頂戴し、地域計画策定の基本的な方向性が見えてまいりました。これを基礎にしまして、年度末にはホームページにて、どの地区はどの地域を農地として将来的に守っていくのかを公表する予定です。もしも、様々な意見がでて、変更等がございましたら事務局に相談してください。柔軟に対応させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
- さて、本日は議案が3件でございます。どうか最後まで慎重審議のほどよろしくお願いします。
- 会 長 それではこれより議事に入ります。
- まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。
- 泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。
- 異議なしの声
- 会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、3番 奥田委員、4番 宮内委員をお願いいたします。
- 以上で議事録署名委員の指名を終わります。
- 会 長 それでは、令和6年議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第21号を朗読する前に、泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により〇〇委員に退席していただきます。

〇〇委員 退席

事務局 それでは、議案書を朗読させていただきます。令和6年議案第21号4件について朗読する。議案第21号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告させていただきます。

No. 1、No. 2については、本日地区担当委員が欠席でございますので、後ほど事務局より説明させていただきます。

続きまして、No. 3につきましても、地区担当委員が欠席でございますので、事務局よりご報告させていただきます。申請地につきましては、何も作付けされておりませんが、除草管理はされておりました。以上です。

No. 4につきまして、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 報告させていただきます。当該地は今まで譲渡人は別の方に管理してもらっていました。柿の木、ミカンの木、トウモロコシ等を植えておりましたので問題ありません。

事務局 ありがとうございます。議案第21号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、元々、面積543㎡の農地を譲受人が小作人として、長年青ネギを耕作されておりました。ご存知のように現在計画されています物流センター用地として売却する事となった為、小作権を解除しましたが、元々、小作人が使っていた農業用倉庫があり、実質青ネギ関係の作業場として稼働していたため、倉庫が無いと仕事にならないので、譲受人は倉庫があった部分（231㎡、70坪）だけ自分に売ってくれないかと打診し、譲渡人はそれに応じ、分筆を行い、今回の申請に至った次第です。No. 2については、小作はしていなかったのですが、No. 1同様、売却の話の際に半分売ってほしいと打診し、結果、元々179㎡の農地を半分に分筆し、今回の申請となりました。今後の予定としては、許可後、No. 1には、転用許可不要な面積200㎡未満の農業用倉庫(作業場)を建築し、No. 2には進入路を予定しています。

続きまして、No. 3の譲渡人は、約10年前に父から当該地を相続しましたが、既に結婚して他市に住んでいることや、農業に興味が無く、除草管理するのも苦痛になって来たため、隣の農地の方に譲り受けてほしいと打診したところ、快く引き取っていただける事になりました。譲

事務局 渡人は悩みがひとつ減ったと感謝していました。

最後にN o. 4についてですが、譲受人夫妻は元々農業に興味があり、泉州地区で農地付きの中古住宅を探していたところ、たまたま申請地を見つけ、今回の申請となりました。譲受人は〇〇国籍の方で10年前まで、実家の畑でとうもろこしや自家野菜を作付けしていたとの事で、そちらの経験を活かして夫婦で自家野菜を作付けしたいと意気込んでいました。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 N o. 3についてですが、地図を見る限り、進入路がないのですが、隣に譲受人の農地があるのですか。

〇〇委員 そうです。真横です。進入路がないので自分の田んぼに道を作っています。その横に道があります。道といっても2m程の道ですが。

会長 この田んぼには支障なく入れますか。

〇〇委員 はい。

〇〇委員 N o. 4についてですが、譲受人が奥さんですか。ご主人は日本人ですか。

事務局 はい、そうです。

会長 地区担当委員さんは、ちゃんと耕作出来ているか見ていて下さい。

会長 N o. 1、N o. 2の譲受人についてですが、ネギ農家の方ですよ。自作地はなかったですか。

〇〇委員 以前は水ナスを作って、水ナスの漬物を販売されていましたよね。〇〇を退職されてから20年程ずっと農家をされていると思います。地元の方です。

事 務 局 自作地はありませんでした。

会 長 そうですか。よろしいですか。他に質問等ございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第 2 1 号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第 2 1 号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 2 1 号は原案のとおり許可することといたします。

会 長 続きまして令和 6 年議案第 2 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和 6 年議案第 2 2 号 7 件について朗読する。議案第 2 2 号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。N o . 1 と N o . 2 につきましては、〇〇委員よりお願いいたします。

〇 〇 委 員 現地確認に行ってきました。N o . 1 と N o . 2 とも耕運機で鋤いていますので問題ないかと思います。

事 務 局 ありがとうございます。続きまして、N o . 3 につきましては、〇〇委員よりお願いいたします。

〇 〇 委 員 ネギを植えていまして問題ないかと思います。

事 務 局 ありがとうございます。続きまして、N o . 4 につきましては、〇〇委員よりお願いいたします。

〇〇委員 現地確認に行ってきました。こちらも鋤いていますので問題ないかと思えます。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 5につきましては、〇〇委員よろしく願いいたします。

〇〇委員 草を綺麗に刈っていて問題無いです。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 6につきましては、本日地区担当委員が欠席でございますので、事務局より報告させていただきます。ネギを植えていましたので、問題ございません。
最後にNo. 7につきましては、〇〇委員よろしく願いいたします。

〇〇委員 こちらも鋤いた状態で、今は何も植えていませんが問題ないかと思えます。

事務局 ありがとうございます。議案第22号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。

No. 1からNo. 3につきましては、数年前から既に借り手が口約束で青ネギを耕作していましたが、実行組合長さんを通じて配布していただいています営農計画書、いわゆる野帳に自分が作付けしている農地が掲載されていなかったため、正式に利用権設定する事となりました。

続きましてNo. 4とNo. 5の借り手ですが、両者とも泉南農業塾のOB生です。No. 4の借り手は4月末、No. 5の借り手は先月末に修了となり、農地のあっせん依頼をされていたので、利用権設定する事となりました。No. 4の借り手は63歳です。当該地では去年までは青ネギを作付けされていましたが、借り手は果実、特にシャインマスカットの作付けに挑戦したいそうです。地域の農家の取り決めなんかありましたら地区担当委員はご指導よろしくお願いします。No. 5の借り手は44歳の方です。住所地は〇〇市となっていますが、現在は〇〇市内でアパートを借りて居住しております。水ナスの作付けに挑戦したいそうです。設定地はかなりの間、遊休化していましたが今回の利用集積で解消となります。

No. 6、No. 7につきましては、No. 1同様、数年前から既に借り手が口約束で青ネギを耕作しており、同様の理由から今回の利用権設定となりました。以上です。

- 会 長 ありがとうございます。
- それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。
- 会 長 No. 6、No. 7の借入合計面積が議案21号のNo. 1、No. 2の譲受人の借入地の面積になるという事ですね。ずっと農業されているのにほんとに所有農地は無いのですか。
- 事 務 局 はい。所有農地はありませんでした。小作地だけです。
- ○委員 長い間、ネギを耕作されています。○○地区でも1作借りという形で、1度耕作しては返すを繰り返して、所々で長年耕作されていました。
- ○委 員 ネギの前は水ナスを作って、漬物を販売していたのは知っています。
- ○委員 3条申請での譲渡人は親戚です。ですので、今までは親戚の所を借りて耕作していたのではないのでしょうか。昔から規模は大きく作っていたと思います。
- 会 長 わかりました。特に問題ないと思います。他に質問等ございませんか。
- それでは質疑がないようですので、議案第22号は原案どおり承認してご異議ございませんか。
- 異議なし
- 会 長 それではお諮りいたします。議案第22号に賛成の方は挙手をお願いします。
- 出席者全員挙
- 会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第22号は原案のとおり決定することといたします。
- 会 長 続きまして令和6年議案第23号「都市農地の貸借の円滑化に係る法律第4条第1項の規定による事業計画の認定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和6年議案第23号2件について朗読する。議案23号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1につきましては、〇〇委員よろしく願いいたします。

〇〇委員 2筆ともすでに借り手がネギを耕作しております。貸し手から借り手へ打診があり、借り受ける事となりました。すでに昨年の秋ごろからネギを耕作しておりますので問題ないです。

事務局 ありがとうございます。続きましてNo. 2につきましては、〇〇委員よろしく願いいたします。

〇〇委員 草を刈っています。問題ないかと思います。

事務局 ありがとうございます。議案第23号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、既に借り手が口約束で青ネギを耕作しており、今回の利用権設定となりました。

No. 2につきましては、先月の定例会で皆様にご紹介させていただきました農地です。〇〇委員が早速視察に行かれ、農業塾でアナウンスしたところ今回の申請となりました。借り手は、泉南農業塾のOB生で、昨年度の利用権設定に次いで2回目の申請となります。ちなみに前回の設定地は今回の設定地の近距離にあり、その点も考慮しての申請となりました。その農地にはきれいに水ナスを作付けしています。借り手は33歳とまだまだ若いので、今回は玉ネギの作付けに挑戦したいそうです。地域の農家の方々の取り決めなんかありましたら地元委員の方はご指導よろしくお願いします。以上です。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問ご意見ございますか。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第23号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第 2 3 号に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 2 3 号は原案のとおり認定することといたします。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職 務 代 理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして 8 月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、8 月 9 日（月）場所は、あいびあ泉南 3 階 研修室です。お間違えのないようによろしく願いいたします。どうも長時間ありがとうございました。

午後 2 時 0 6 分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和 6 年 8 月 泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____